

## 入札公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成22年7月5日

(契約責任者) 西日本高速道路株式会社 九州支社  
沖縄管理事務所 所長 宮脇 孝士

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 沖縄自動車道 西原中央局気象監視設備更新工事
- (2) 工事場所 自) 沖縄県浦添市西原(西原IC)  
至) 沖縄県浦添市西原(西原IC)
- (3) 工事内容 本工事は、西原中央局気象監視設備の更新を行うもので、これに必要な機器の設計製作、試験調整等の一切を行うものである。
- (4) 工事概算数量 西原中央局気象監視設備  
気象監視局 1式
- (5) 工期 契約締結日の翌日から210日間
- (6) 本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。
- (7) (6)の工事費内訳書は原則として電磁的記録媒体(FD又はCD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の工事費内訳書を提出するものとする。

### 2. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、平成21・22年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち、「遠方監視制御設備工事」の資格を有している者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 入札公告の前年度から起算した過去2年間(平成20年度及び平成21年度)における当該工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。
- (4) 施工実績

平成7年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了し

た工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

#### 同種工事

収集された気象情報装置からのデータを管理する監視制御装置について、機器の製作及び設置を実施した工事

### (5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人を常駐する期間及び主任技術者又は監理技術者を専任で配置する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

- ① 専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成7年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは（4）に同じ。

#### 同種工事

収集された気象情報装置からのデータを管理する監視制御装置について、機器の製作、設置及び試験調整を実施した工事

- ③ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

### (6) 主要設置予定機器等評価

- ① 主要機器の製造予定業者が平成7年度以降の納入実績を有すること。

主要機器・・・気象中央局設備

同種機器・・・収集された気象情報装置からのデータを管理する監視制御装置

- ② 保守技術支援体制

主要機器の故障、システムの機能障害時等において、西日本高速道路(株)からの連絡を24時間体制で受け、迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う保守支援体制を有すること。

- (7) 競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域5」において、指名停止を受けていないこと。

- (8) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部署

〒901-2101 沖縄県浦添市西原4-41-1

西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄管理事務所 総務担当課長 知念 幸弘

電話098-876-8950

#### (2) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成22年7月5日（月）から平成22年8月11日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②交付場所：上記3.（1）に同じ。

③交付方法：直接交付する。

#### (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：平成22年7月6日（火）から平成22年7月15日（木）までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出場所：上記3.（1）に同じ。

③提出方法：持参すること。

#### (4) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

①入札、開札日時：平成22年8月12日（木） 午後1時30分

②場所：上記3.（1）の会議室

③提出方法：持参すること。

### 4. その他

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

イ) 入札保証金 免除

ロ) 契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

#### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札予定者とし、その者が提出した工事費内訳書を審査のうえ妥当な場合に落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 低入札価格調査

上記(4)ただし書きの目的を達するため、本工事においては適正契約基準価格を設定し、最低の入札価格がこれを下回る場合は、入札手続きを保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

(6) 入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

(7) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

(8) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

(9) 手続における交渉の有無 無

(10) 契約書作成の要否 要

(11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(12) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3.(1)に同じ。

(13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 詳細は入札説明書による。

以 上